

議案第13号

証人等の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
証人等の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

旅費の種類のうち旅行雑費を廃止するため、関連する条例の一部を改正するものである。

証人等の費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 証人等の費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、食卓料及び旅行雑費」を「及び食卓料」に、「及び第17条から第18条の2まで」を「、第17条及び第18条」に改める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、旅行雑費」を削り、同条中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

第18条の2を削る。

第20条中「及び旅行雑費の5日分」を削る。

(富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和46年富津市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「、食卓料及び旅行雑費」を「及び食卓料」に、「及び第17条から第18条の2まで」を「、第17条及び第18条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の証人等の費用弁償に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。